

## 和洋女子大学英文学会規約

- 第一条 (名称) 本学会は和洋女子大学英文学会と称する。
- 第二条 (目的) 本学会の目的は英語圏の言語・文学・文化を研究し、あわせて本学英語コミュニケーション学科の発展をはかるものとする。
- 第三条 (活動) 前条の目的を達成するため下の活動を行う。
- (1) 機関紙(『英文学会誌』)、刊行物の発行
  - (2) 研究会、講演会の開催
  - (3) その他適当と認められた活動
- 第四条 (会員) 本学英語コミュニケーション学科専任教員、大学院生(英語文学専攻)及び大学生(英語コミュニケーション学科)を構成員とする。
- 第五条 (会費) 会費は年額三千円とする。
- 第六条 (役員)
- (1) 役員は本学英語コミュニケーション学科専任教員とし、代表者を一名おく。
  - (2) 役員の中から機関紙等刊行物の編集委員を毎年度選出し、再任を妨げない。
- 第七条 (会友・会友費)
- (1) 卒業生等のため会友制度をおき、会友は本学会の活動に参加することができる。
  - (2) 会友は役員が適当と認めた者とする。
  - (3) 会友費は年間三千円とする。
  - (4) 会友には英文学会誌その他の刊行物を送付する。
- 第八条 (経費) 本学会の経費は会員の会費、会友費をあてる。
- 第九条 (運営等) 本学会の運営、規約の変更は役員議決による。
- (付則 この規約は2021年(令和3年)3月31日より実施する。)